明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一二七）　二

〔告　示〕

○構造改革特別区域計画を認定した件（**内閣府**一一二～一一五）　二

○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（**同**一一六～一二〇）　三

○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（**同**一二一～一二五）　三

○こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項第二号のこどもの貧困率等の定義を定める政令第三項の規定に基づき内閣総理大臣が定める者等（**同**一二六）　三

○子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義を定める政令第一項及び第二項の規定に基づき内閣総理大臣が定めるところにより算定した数の一部を改正する件（**同**一二七）　四

○国立大学法人法施行令第二十三条第三項の規定に基づき、電波法第百四条第一項の政令で定める独立行政法人とみなして同項の規定を準用する国立大学法人及び大学共同利用機関法人を指定する件の一部を改正する件（**総務・文部科学**三）　四

○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（**法務**二九七、二九八）　五

○子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義を定める政令第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（**厚生労働**三〇二）　六

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**三〇三）　七

○保安林の指定をする件（**農林水産**一七五一～一七五三）　七

○保安林の指定を解除する件（**同**一七五四、一七五五）　八

○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（**同**一七五六）　八

○道路に関する件（**東北地方整備局**五八）　八

○都市計画に関する件（**九州地方整備局**九四）　八

○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の補欠者を決定した件（**最高裁**一）　九

○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件（**同**二）　九

〔国会事項〕

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一〇

〔公　告〕

諸事項　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　一〇

会社その他

財団、証票無効関係　二九

省　令

○厚生労働省令第百二十七号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）別表第一の規定に基づき、生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二十五日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　土屋　品子

生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令

生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成二十六年厚生労働省令第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　法別表第一の三の項第二号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第八条第一項の規定により支給される児童手当の額及び支給期間に関するものとする。	2　法別表第一の三の項第二号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。
（削る）	一　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第八条第一項の規定により支給される児童手当
（削る）	二　児童手当法附則第二条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により支給される特例給付
3・4　（略）	3・4　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（以下この条において「旧令」という。）第三条第二項の規定は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第二十三条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）別表第一の三の項の規定が子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百八十九号）第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされている限りにおいて、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、この条の前段の規定によりなお効力を有することとされた旧令第三条第二項第二号中「児童手当法」とあるのは、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）第十二条の規定による改正前の児童手当法」とする。